

主要課題1 男女共同参画の視点に立った意識改革

男女が性別にとらわれることなく自分らしく生きるためには、家庭や職場、地域社会などに残っている性別に対する偏見を解消することが重要です。また、配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、どのような関係においても決して許されるものではありません。

男女共同参画についての理解を深めるための啓発や情報提供を行うとともに、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、一人ひとりの人権意識の高揚を図り、“暴力の根絶”や“被害者保護と支援体制の確立”に努めます。

重点目標1 男女共同参画に関する意識啓発

人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた“固定的な性別役割分担意識”は、時代とともに変わりつつあり、市民アンケートでも「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」が合わせて69.6%を占め、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方は少しずつ減ってきています。(図表1)

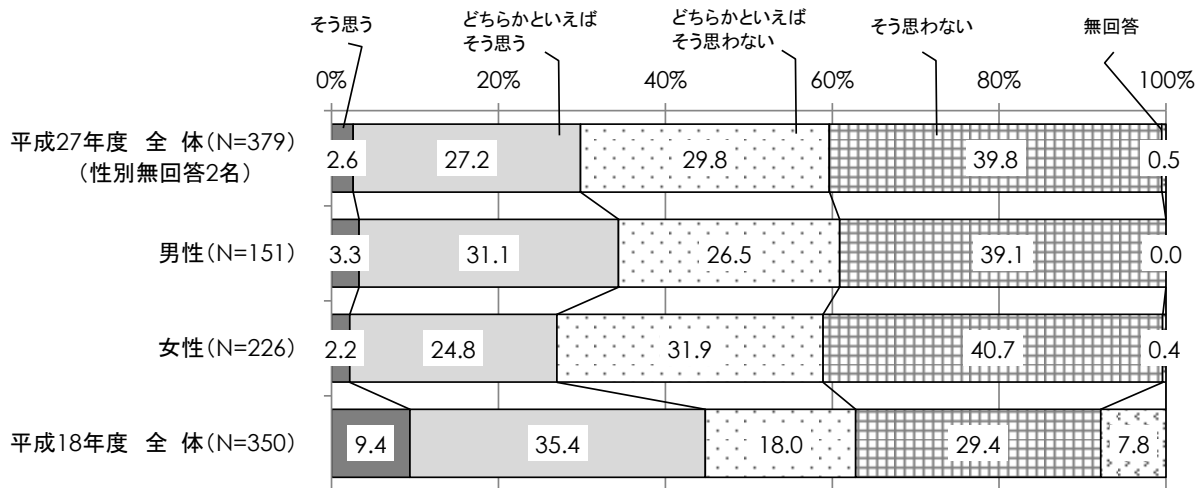
しかしながら、男女の地位の平等感については、ほとんどの分野で男性優遇と感じている人の割合が多数を占めており、特に「社会通念や風潮」や「政治」の分野においては7割程度が男性優遇と感じています。さらに、女性は男性に比べて「平等になっている」と感じている人が少なく、性別によっても平等感に違いがあることがわかります。(図表2)

今もなお様々な社会制度や慣行の中で継承されている“固定的な性別役割分担意識”は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の1つとなっており、市民一人ひとりが認識を新たにし、性別にとらわれることなく個性が尊重されるまちづくりを進める必要があります。

そのためには、男女共同参画に関する広報・啓発活動等が重要であり、今後さらに広報紙等あらゆる媒体を活用しながら情報提供を行うとともに、講演会や研修会の開催等を通じて、市民の男女共同参画への意識が高まるよう啓発を推進します。

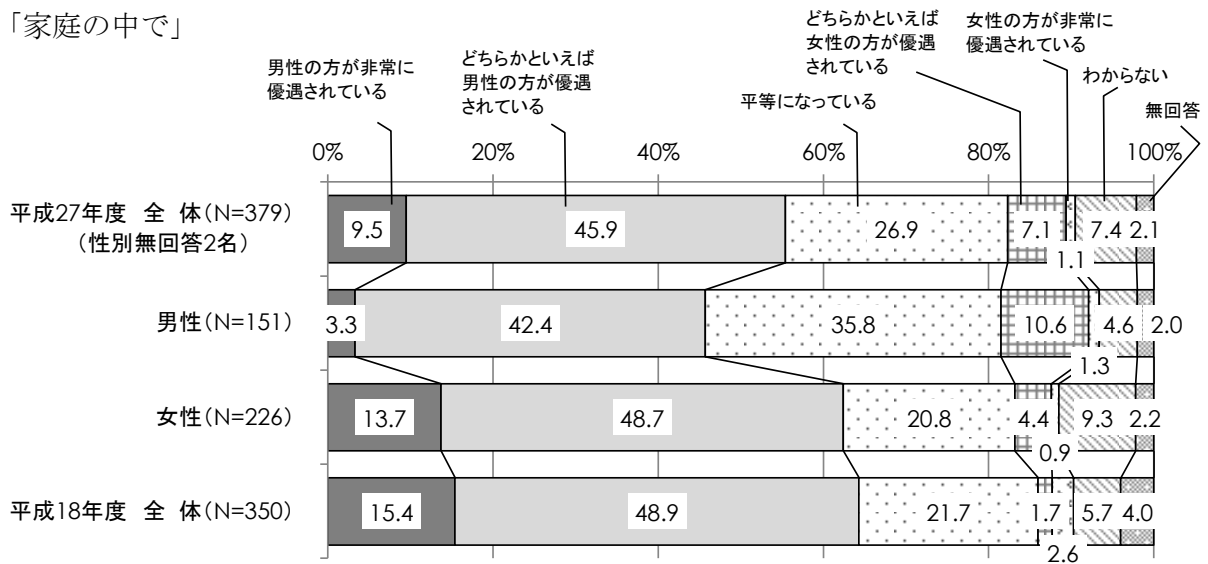
施策の方向	施策の内容
①男女共同参画の視点に立った意識の改革と実践	○人権尊重や男女共同参画への意識・関心を深めるため、国や県等の男女共同参画に関する情報を収集するとともに、積極的な広報・啓発活動を行います。 ○必要に応じて市民意識調査を実施し、継続的に実態把握や調査研究等を進めます。
②男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し	○社会のあらゆる分野における慣行を見直すための情報提供や講演会等を行います。

【図表1】「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について

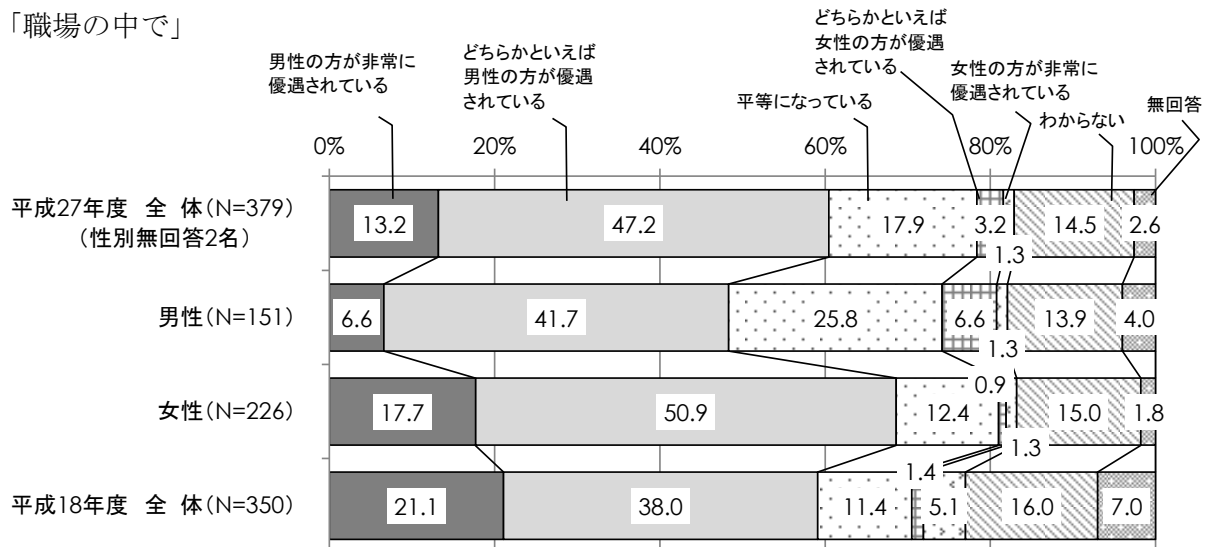


【図表2】男女の地位の平等感について

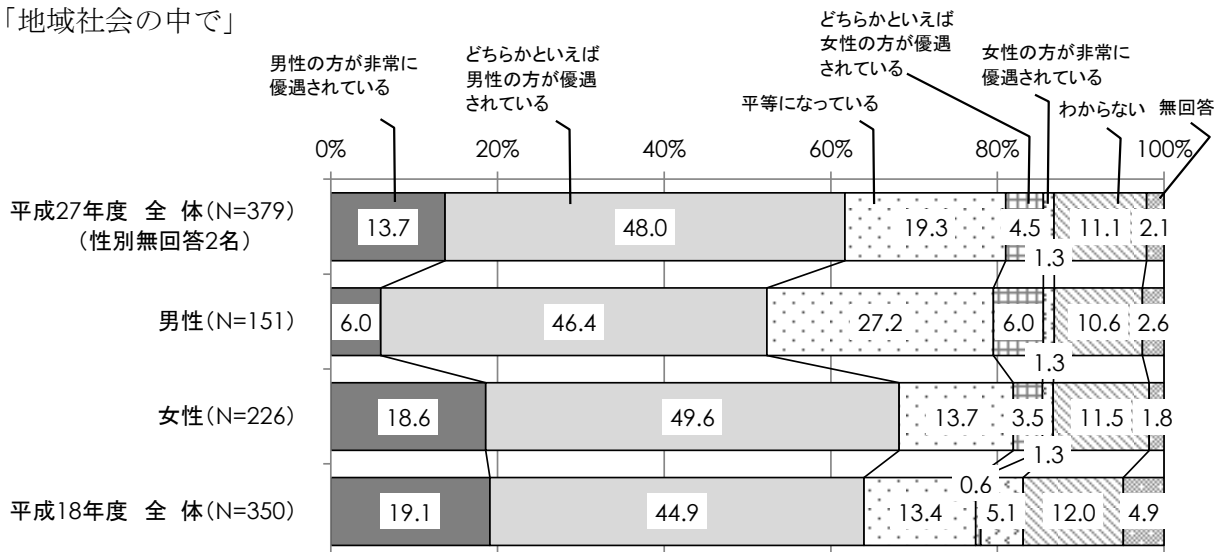
◇「家庭の中で」



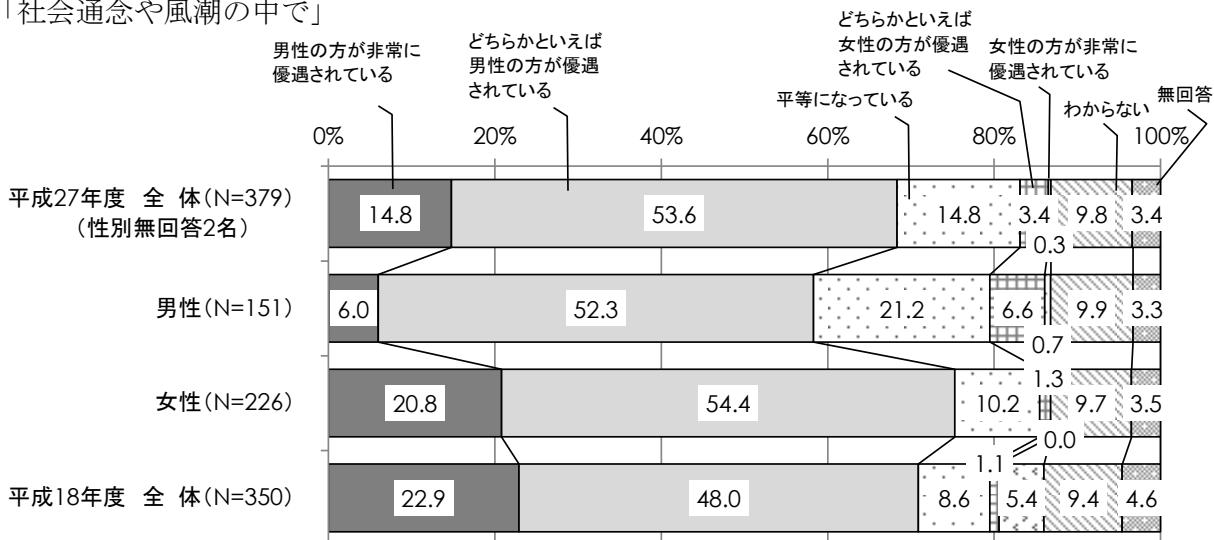
◇「職場の中で」



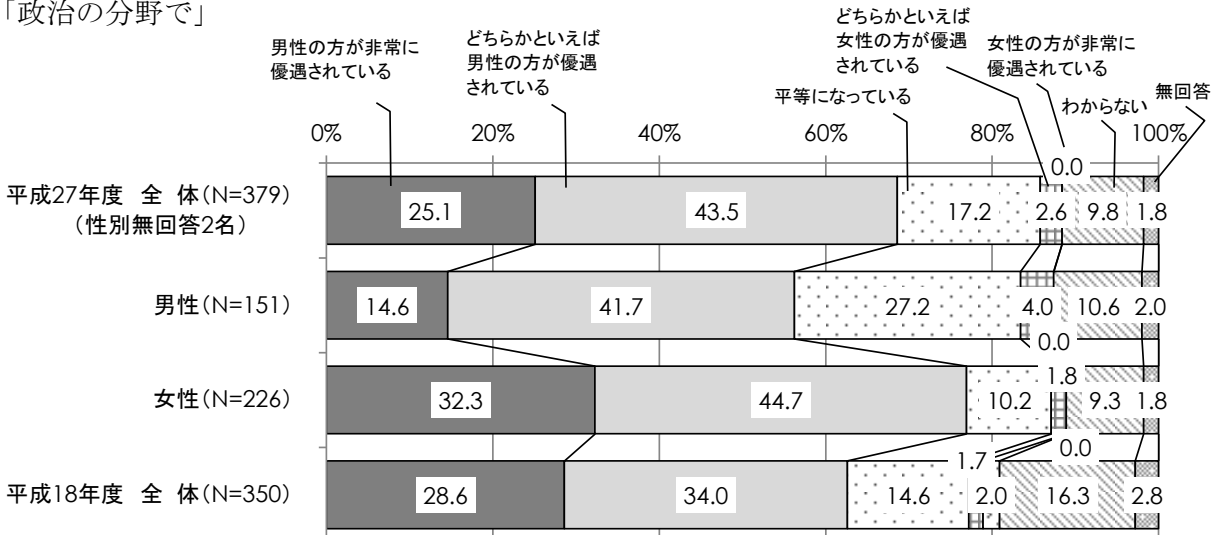
◇「地域社会の中で」



◇「社会通念や風潮の中で」



◇「政治の分野で」



重点目標2 男女平等意識を育む教育・学習活動の推進

男女の地位の平等感について、市民アンケートによると「学校教育」においては過半数が平等になっていると感じており、男女平等意識が高い分野であることがわかります。また、男女共同参画のさらなる実現に向けて小・中学校で取り組んでほしいこととしては「進路指導は性別によって偏ることなく行い、個人の能力、個性、希望を重視する」が67.5%と多数を占めています。(図表3・4)

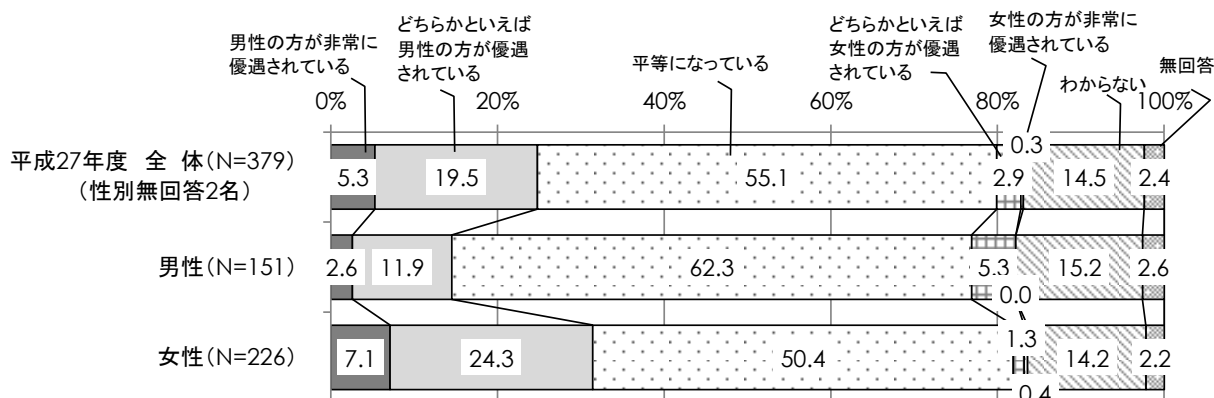
市民一人ひとりが人権意識や男女平等意識を持つためには、学校、家庭、地域などあらゆる場において男女共同参画についての教育や学習を行うことが重要となります。特に家庭や学校では、社会の変化に対応できるよう幼少期から自立と男女平等意識の形成を図るとともに、性別にとらわれることなく個性と能力を発揮できるような教育が求められています。

施策の方向	施策の内容
①学校教育における男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○東温市教育基本方針に従って、男女平等教育を推進します。 ○職場体験学習を通じて、男女共に多様な人生の選択肢を自主的に決定できるようにするなど、個性に応じた進路指導を実施します。 ○男女共同参画の視点に立った教育や指導を行うため、研修会等への教員の参加を促します。
②社会教育における男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学習内容の検討や実施時間帯の考慮などにより、男女共同参画を推進する講座等の充実を図ります。 ○公民館や人権擁護委員協議会等が実施する研修に、可能な限り男女共同参画に関するテーマを取り入れます。 ○男女共同参画について学習する各種団体等へ情報提供を行います。

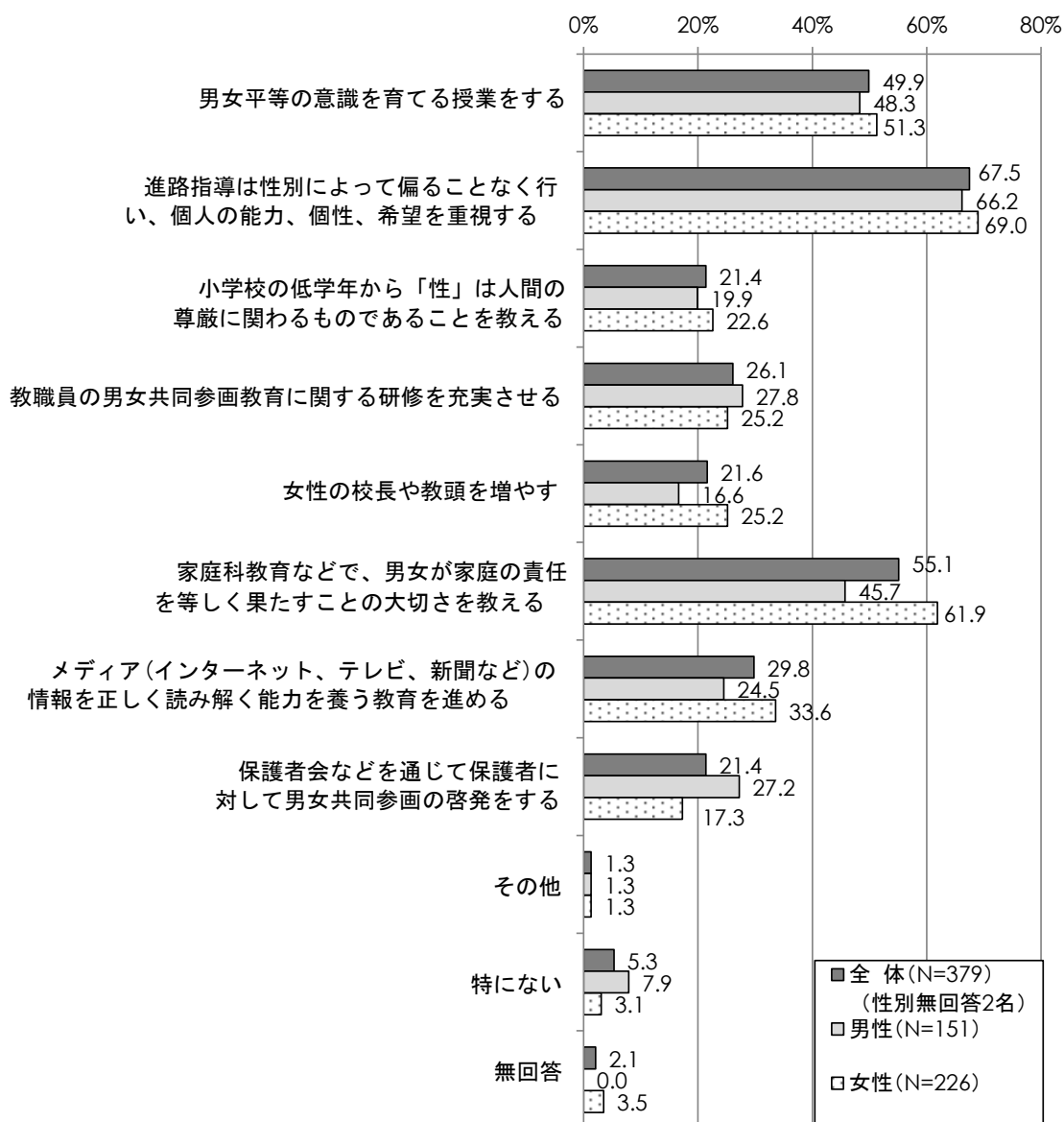
主要課題1 男女共同参画の視点に立った意識改革

【図表3】男女の地位の平等感について

◇「学校教育の中で」



【図表4】小・中学校における男女共同参画に関する教育で重要だと思うこと（複数回答）



重点目標3

男女共同参画に関する男性の理解促進

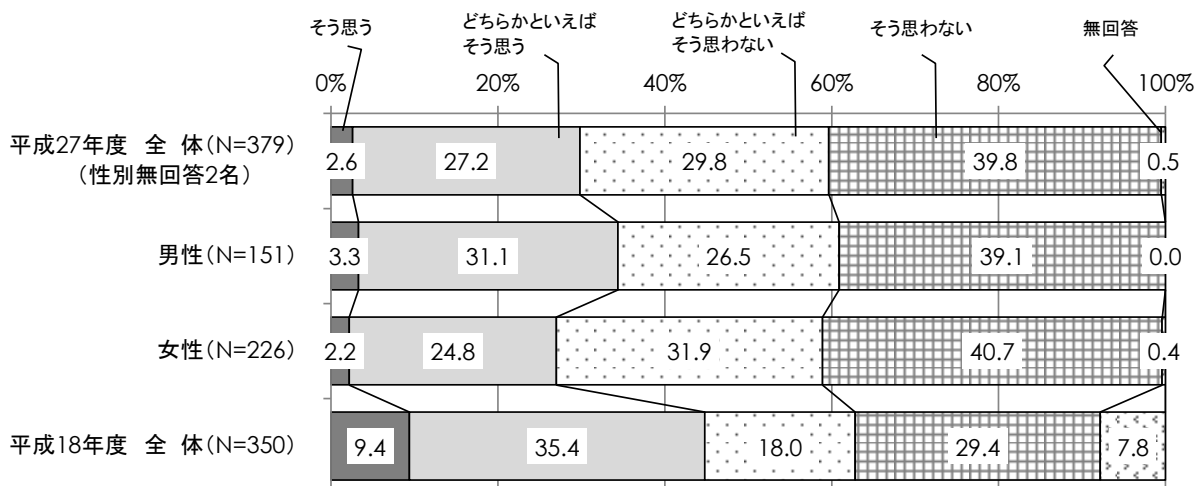
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について、市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合は、女性が27%であるのに対し、男性が34.4%となっており、男性の方が“固定的な性別役割分担意識”が根強い傾向にあります。また、家事・子育て・介護における家庭内での理想的な役割分担については、「男女が共同して分担するほうがよい」という回答が圧倒的に多くなっていますが、実際の役割分担では、地域活動を除く全ての項目で「主に女性の役割」という回答が過半数を占めており、理想と現実が大きく隔たりがみられます。(図表5・6)

しかしながら、社会情勢の変化に伴い長時間労働や共働き世帯が増加する中、これまで以上に男女が協力して家事・子育て・介護を行う必要性が増しており、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を發揮することのできる社会の実現に向けて、男性の理解を深めていくことが重要です。

そのため、仕事だけでなく家事・子育て・介護にも男性が積極的に関わるように“男性の意識改革”を促すとともに、事業所に対する長時間労働の見直し等、“ワーク・ライフ・バランス”に関する啓発を行います。

施策の方向	施策の内容
①家事・子育て・介護への男性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の長時間労働の見直しを促進するとともに、市民や事業所に対してワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行います。 ○男性が家族の一員として責任を持ち、家庭における役割(家事・子育て・介護など)を果たすように、あらゆる世代に対して知識・技術の習得機会を提供します。

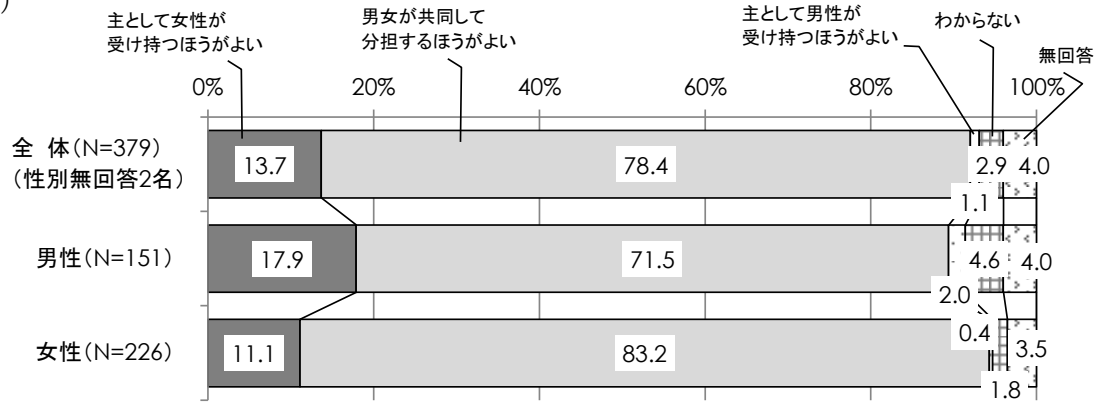
【図表5】「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について



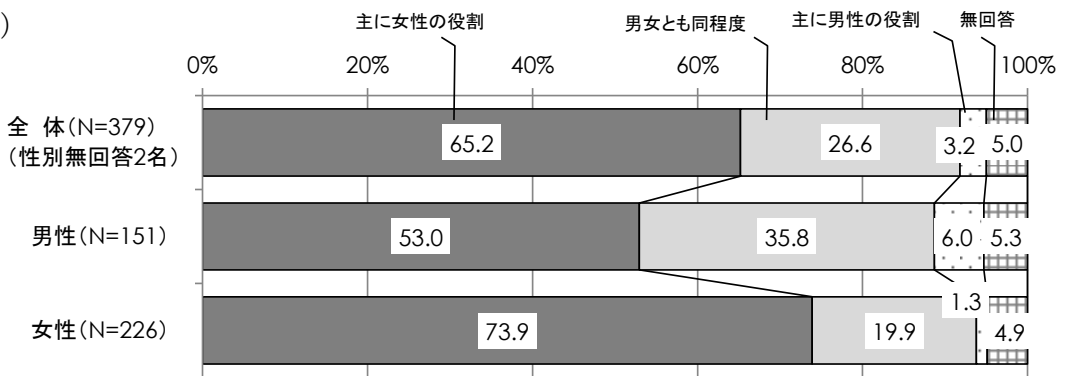
【図表6】家事・子育て・介護における家庭内での役割分担について

◇掃除

(理想)

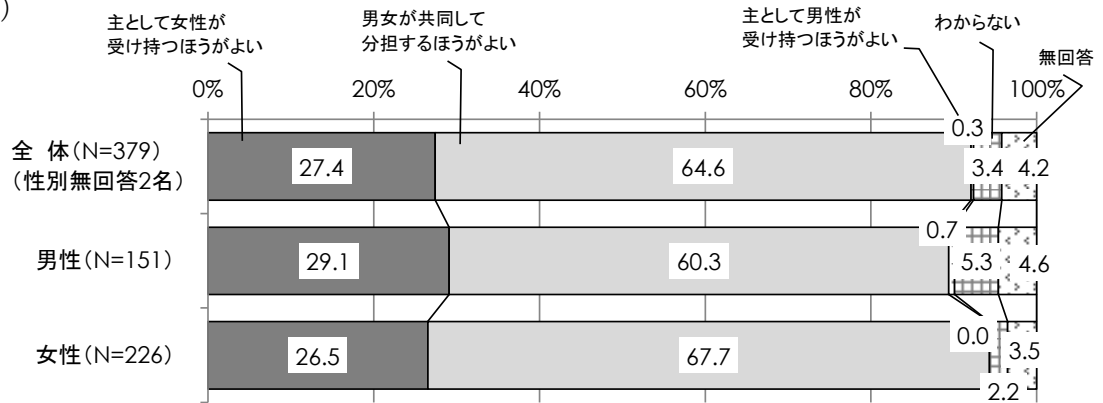


(現実)

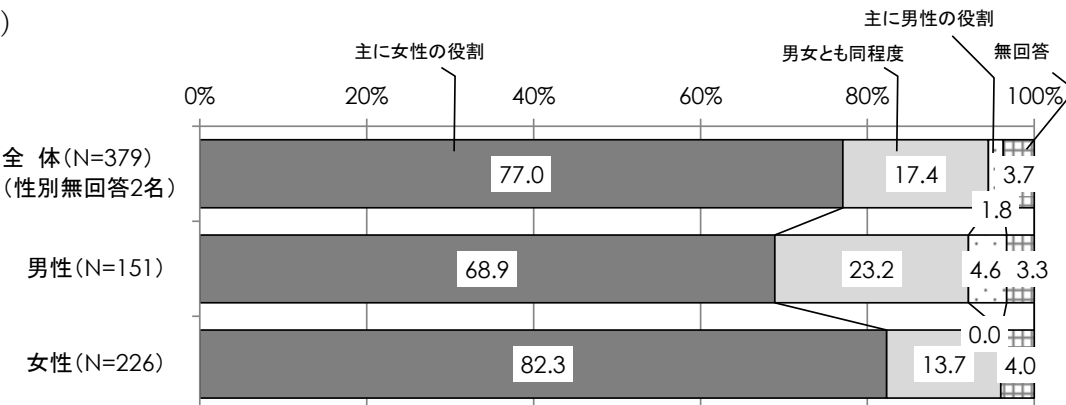


◇洗濯

(理想)

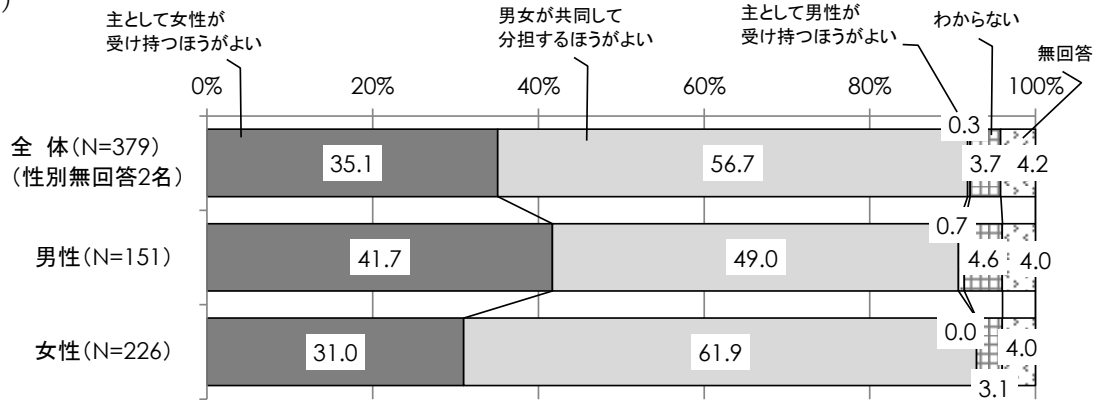


(現実)

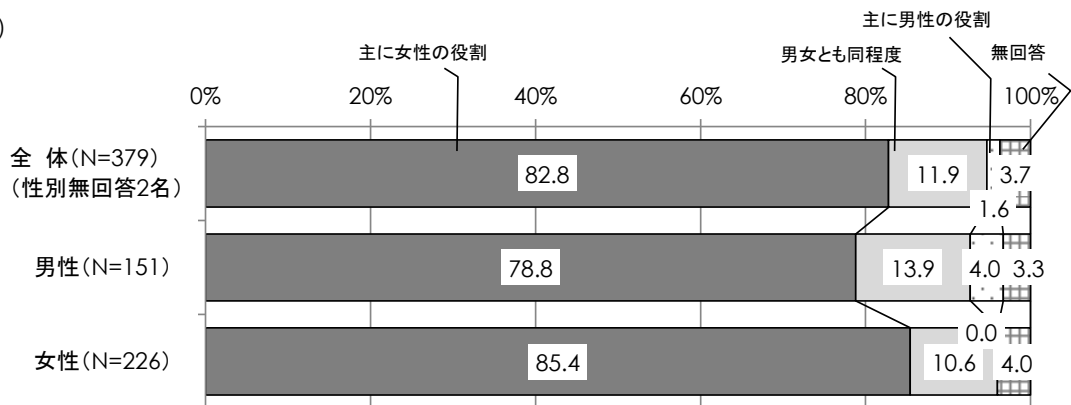


◇食事の支度

(理想)

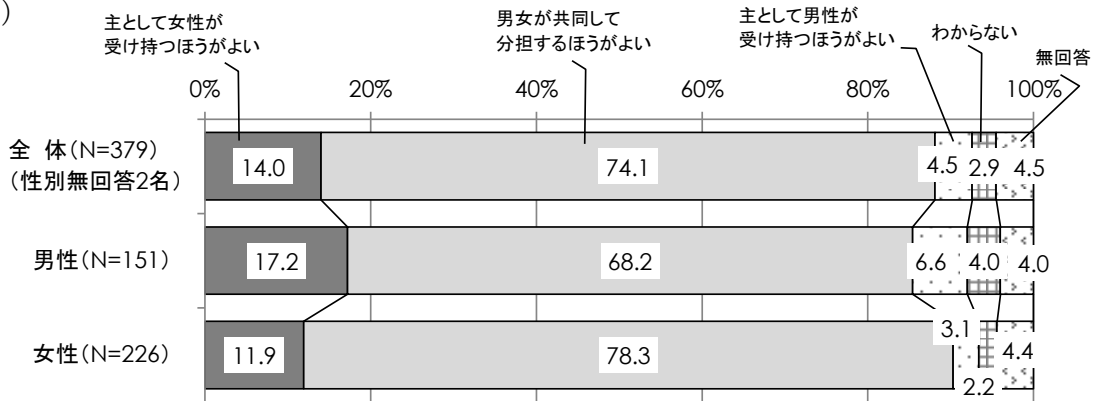


(現実)

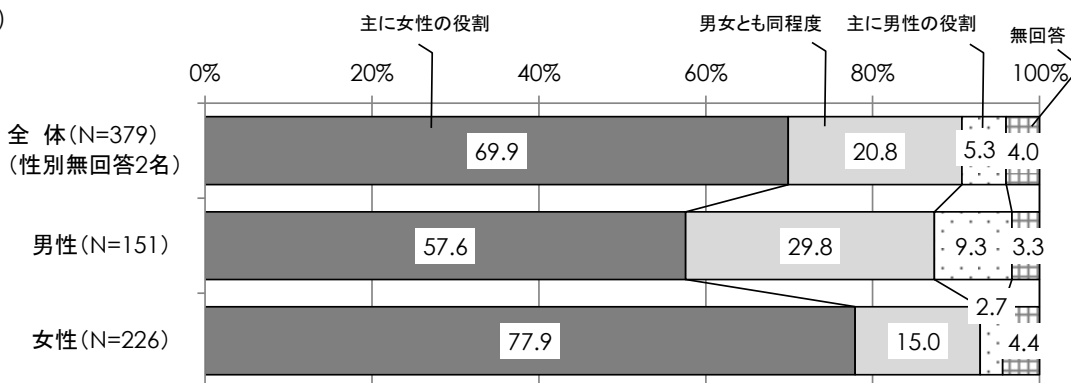


◇食事の後片付け

(理想)



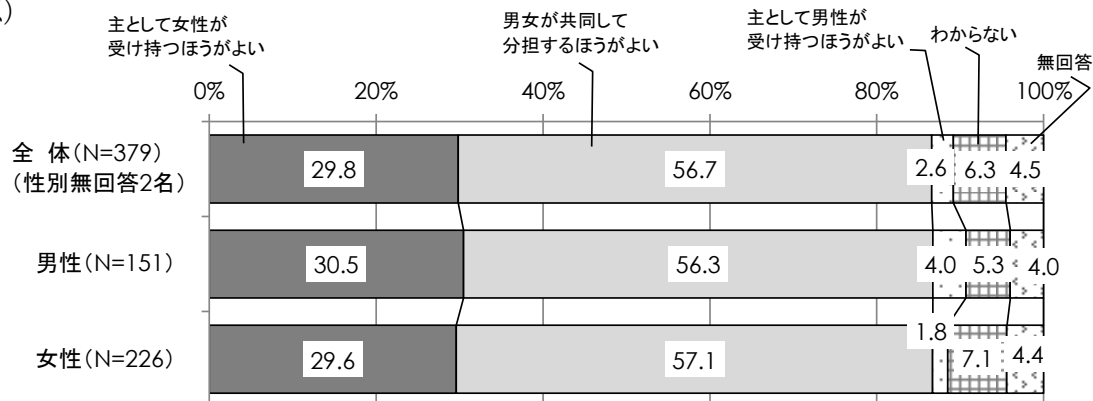
(現実)



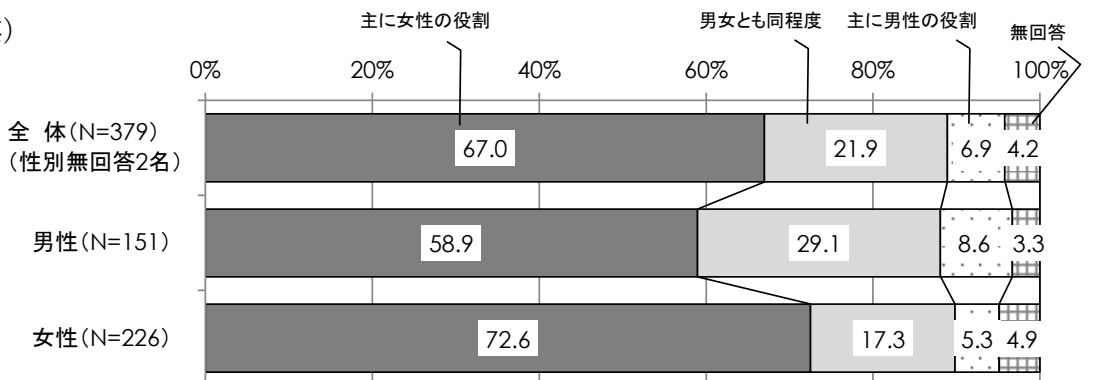
主要課題1 男女共同参画の視点に立った意識改革

◇日常の家計の管理

(理想)

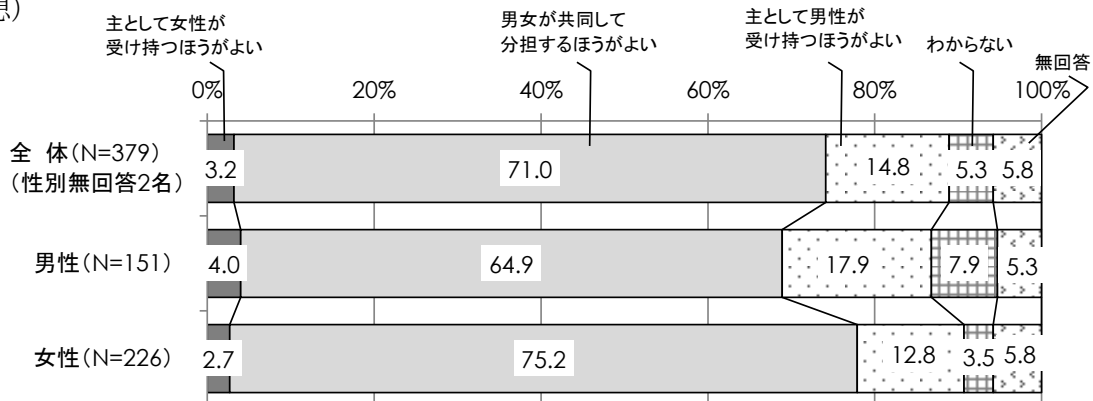


(現実)

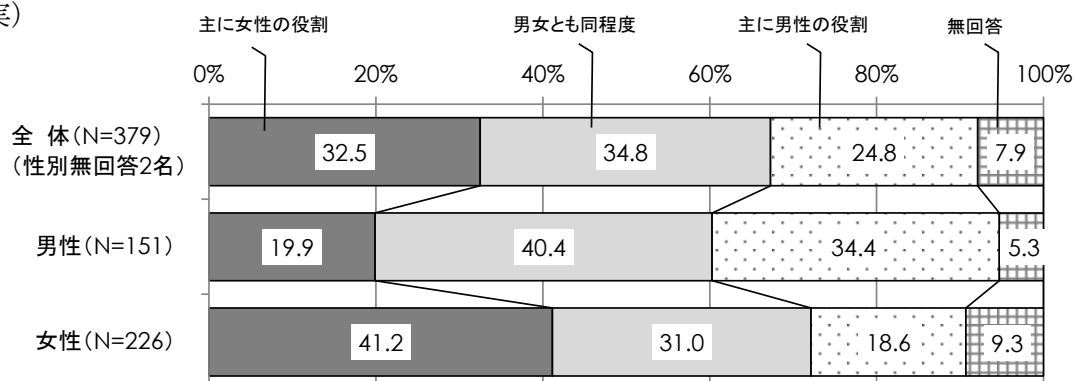


◇地域活動 (町内会、PTA、ボランティアなど)

(理想)

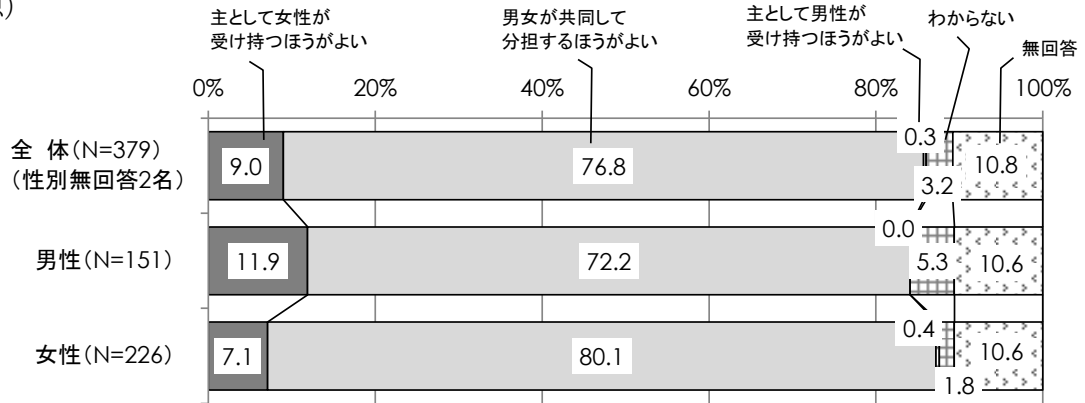


(現実)

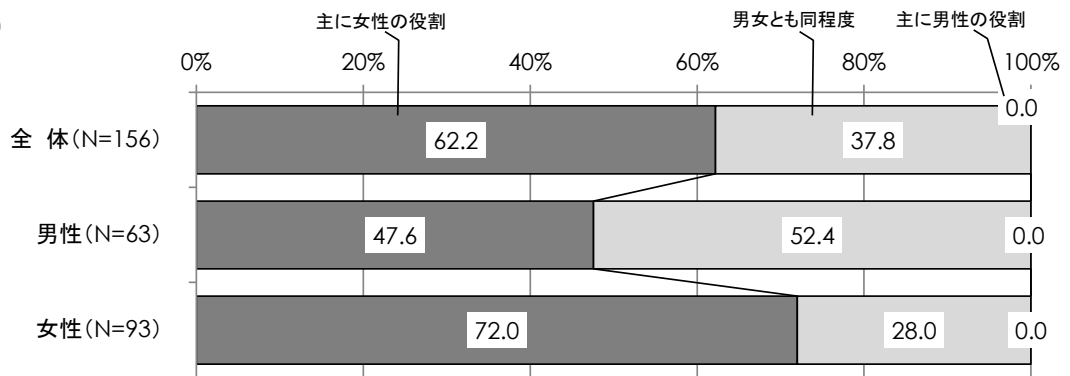


◇子育て

(理想)



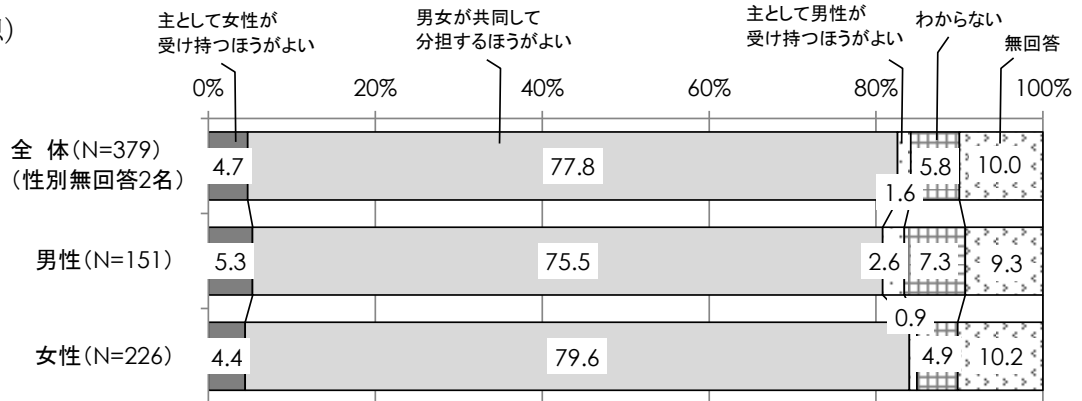
(現実)



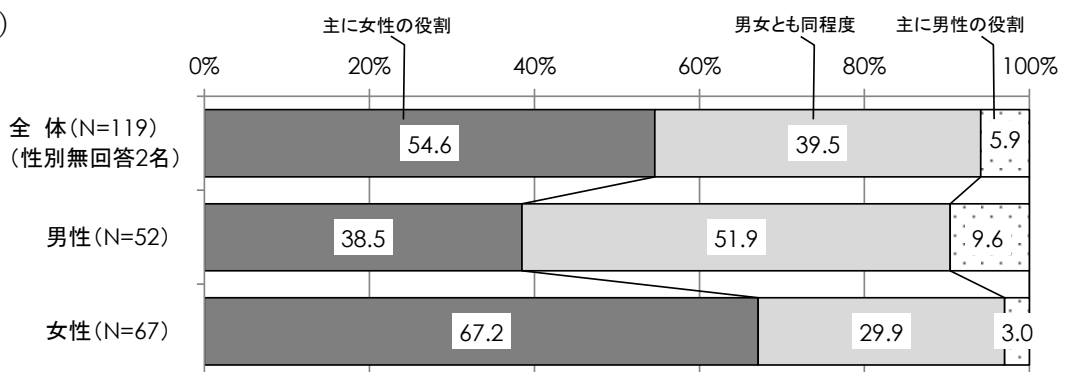
※「無回答（現在子育てをしていない家庭）」は集計に含まれていない。

◇介護

(理想)



(現実)



※「無回答（現在介護をしていない家庭）」は集計に含まれていない。

重点目標4 男女間のあらゆる暴力の根絶

日本国憲法に“個人の尊重と法の下での平等”がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に“男女の人権の尊重”が掲げられているように、人権尊重は男女共同参画社会を形成するための基本となります。

暴力は重大な人権侵害であり、性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。配偶者暴力防止法の改正などにより法整備は進んでいますが、依然としてDV等の暴力被害は大きな社会問題となっています。

市民アンケートによると、配偶者から「殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行（身体的暴力）」「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ（精神的暴力）」を受けた経験のある人は1割を超えており、男性より女性の方が暴力を受けた割合は圧倒的に高くなっています。（図表7）

平成13年に配偶者暴力防止法が制定され、配偶者や恋人からの暴力は重大な人権侵害であるという認識が広がりつつある反面、被害者自身が公的機関への相談や届出をすることに抵抗感を持つことが多く、表面化しにくいという問題があります。

本市においても、暴力を受けた際の相談は「どこ（誰）にも相談しなかった」との回答が最も多くなっています。また、「相談した」と回答した人は、主に家族や友人に相談しており、公的機関への相談はまだまだ少ないのが現状です。（図表8）

このため、認知度の低い相談窓口の周知を継続的に行い、様々な機関が連携して配偶者等からの暴力を許さない地域社会づくりに取り組むとともに、被害者の視点に立った相談や緊急一時保護、自立に向けた総合的な支援体制など、DV防止対策をより一層推進する必要があります。

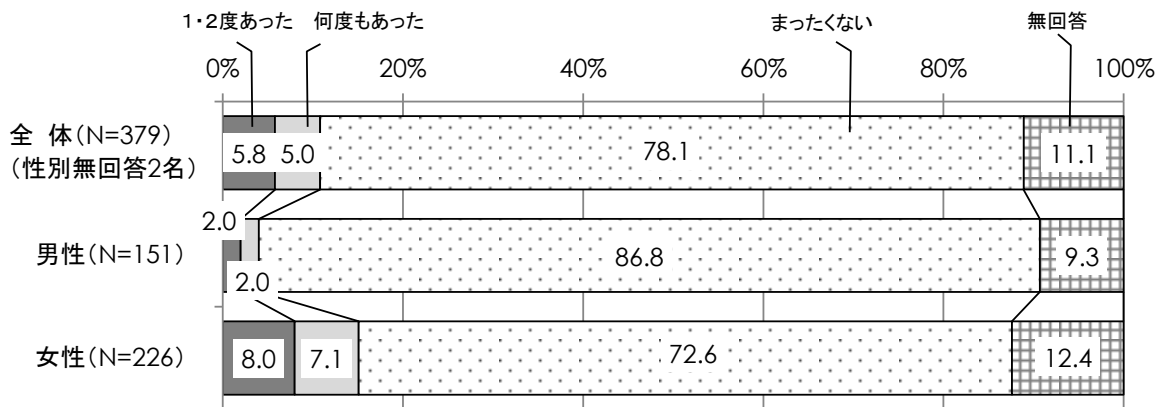
また、幼少期から人権を尊重する教育を行うとともに、加害者にも被害者にもならないよう、若者を対象としたデートDVの防止に向けた啓発等を行うことも重要です。

施策の方向	施策の内容
①配偶者等からの暴力の根絶に向けた基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者等に対するあらゆる暴力の防止に関する広報活動を推進します。 ○DVやデートDVの未然防止のため、幼少期からあらゆる機会を通じ、お互いの人権を尊重する教育を行います。 ○男女間の人権尊重に向けた学習・研修等を実施し、市民の意識啓発を図ります。

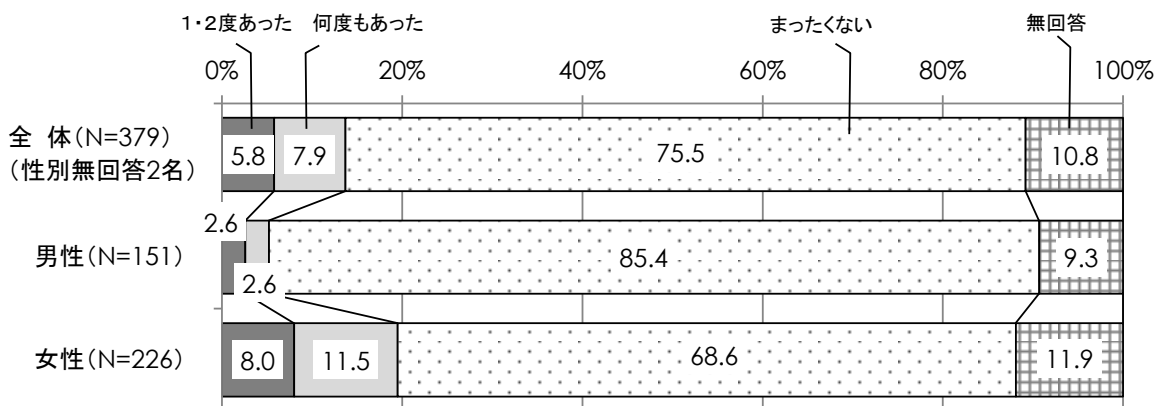
施策の方向	施策の内容
②被害者に対する保護・支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○いつでも安心して相談ができるよう相談体制を充実させるとともに、相談窓口の周知徹底を図ります。 ○被害者及びその家族の安全確保を図るため、警察や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、迅速な保護に努めるとともに、被害者の情報管理を徹底します。 ○被害者の生活支援等、様々な支援対策を検討します。

【図表7】配偶者から受けたことがある行為について

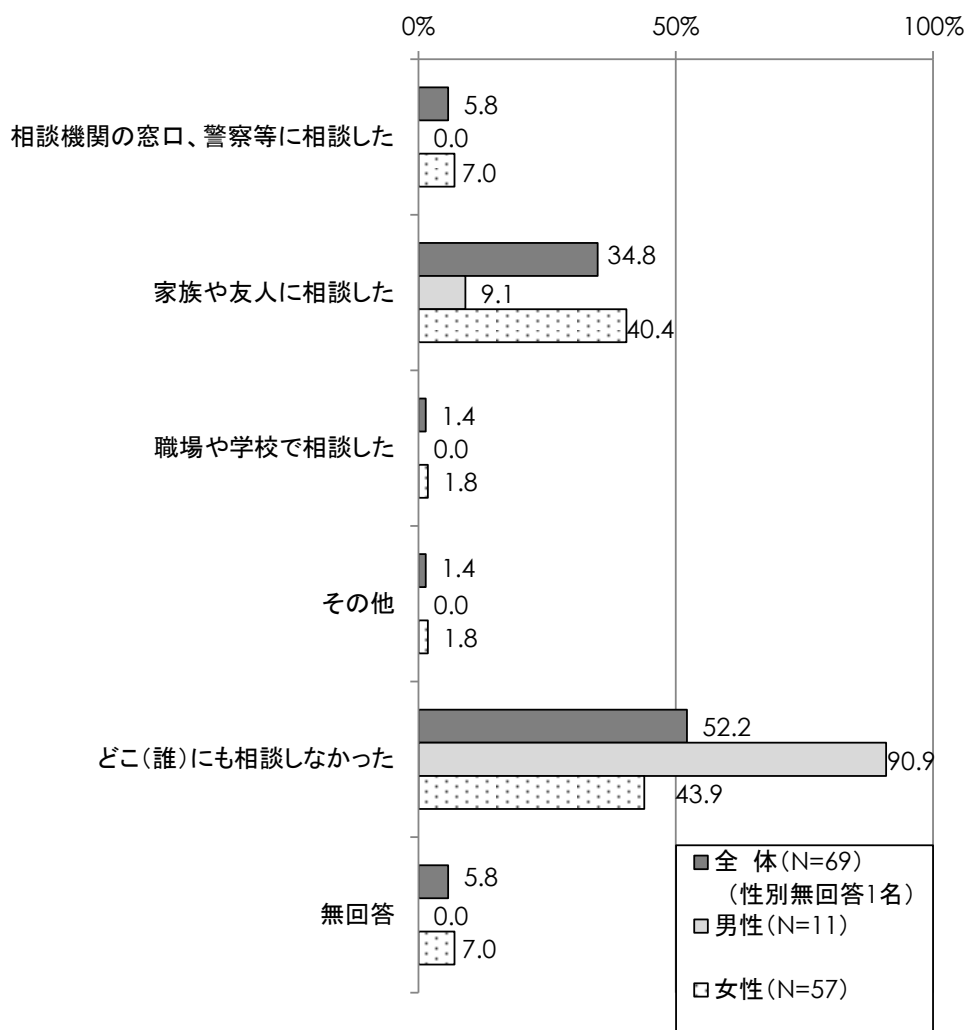
◇「殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行を受けた」



◇「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた」



【図表8】配偶者から暴力等を受けた際の相談先（複数回答）



〈 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク 〉



東温市イメージキャラクター
いとん